

整理番号	令-7-6	指定年月日・指定番号	令和7(2025)年8月29日 形-45	所在地	足利市本城一丁目1502番2の一部	
調製・訂正年月日	令和7(2025)年8月29日 調製 令和8(2026)年5月29日 区域の指定の解除及び指定台帳の消除並びに解除台帳の調製					
形質変更時要届出区域の概況	事業場			面積	51.75 m ²	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨				-		
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類				-		
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由				-		
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				-		
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨				-		
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和7(2025)年4月30日	六価クロム化合物		含有量基準・ <u>溶出量基準</u> ・第二溶出量基準		プロファ設計(株)
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	令和7(2026)年10月10日届出 令和7(2025)年11月13日着手	令和8(2026)年2月26日完了	掘削除去	プロファ設計(株)	<u>有</u> ・無	埋立処理
					有・無	
					有・無	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

位置図



: 調査対象地

出典: 国土地理院 地理院地図 (電子国土 Web)

基準不適合土壤が存在する範囲

形-45

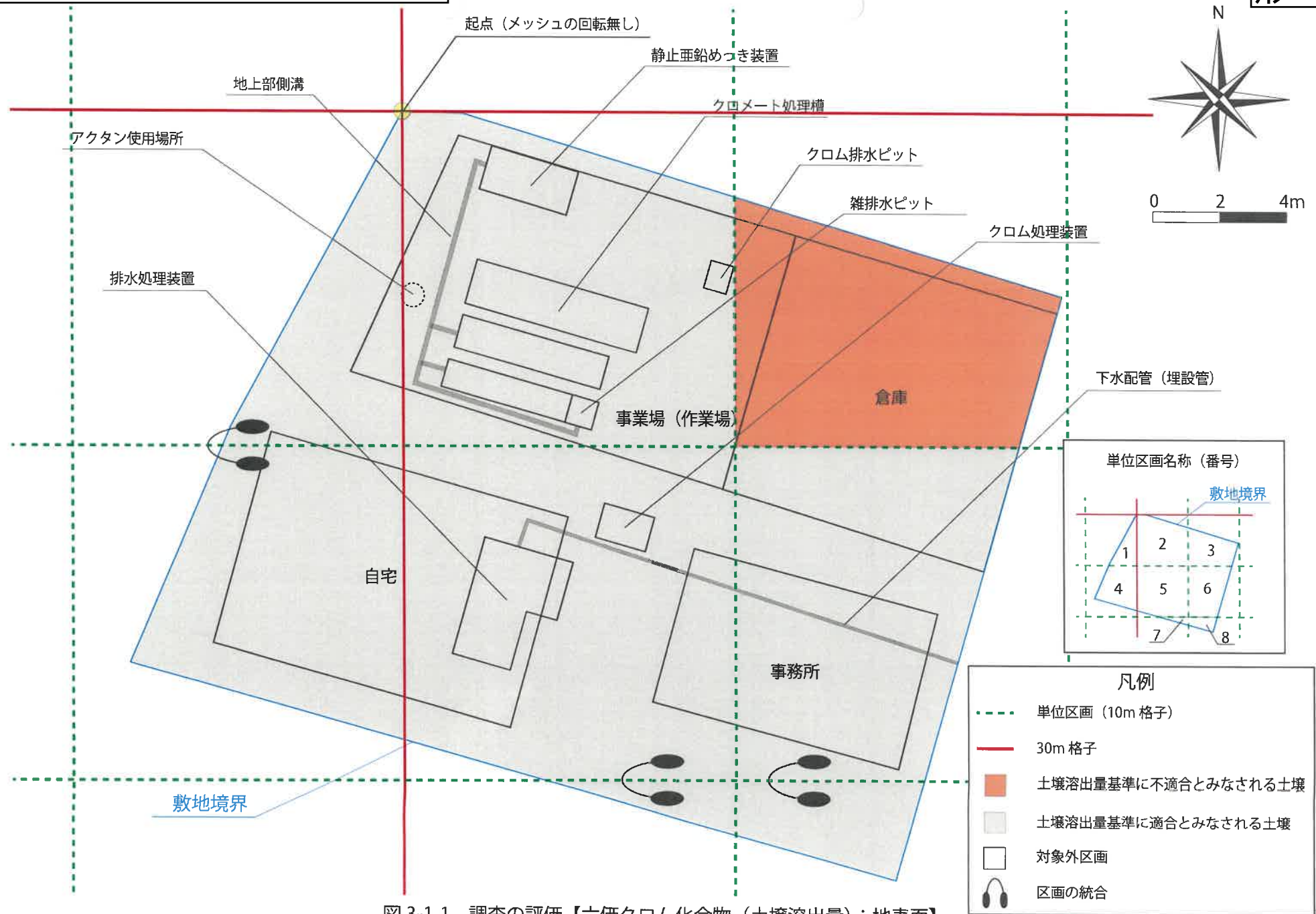


図 3-1-1 調査の評価【六価クロム化合物 (土壤溶出量)：地表面】

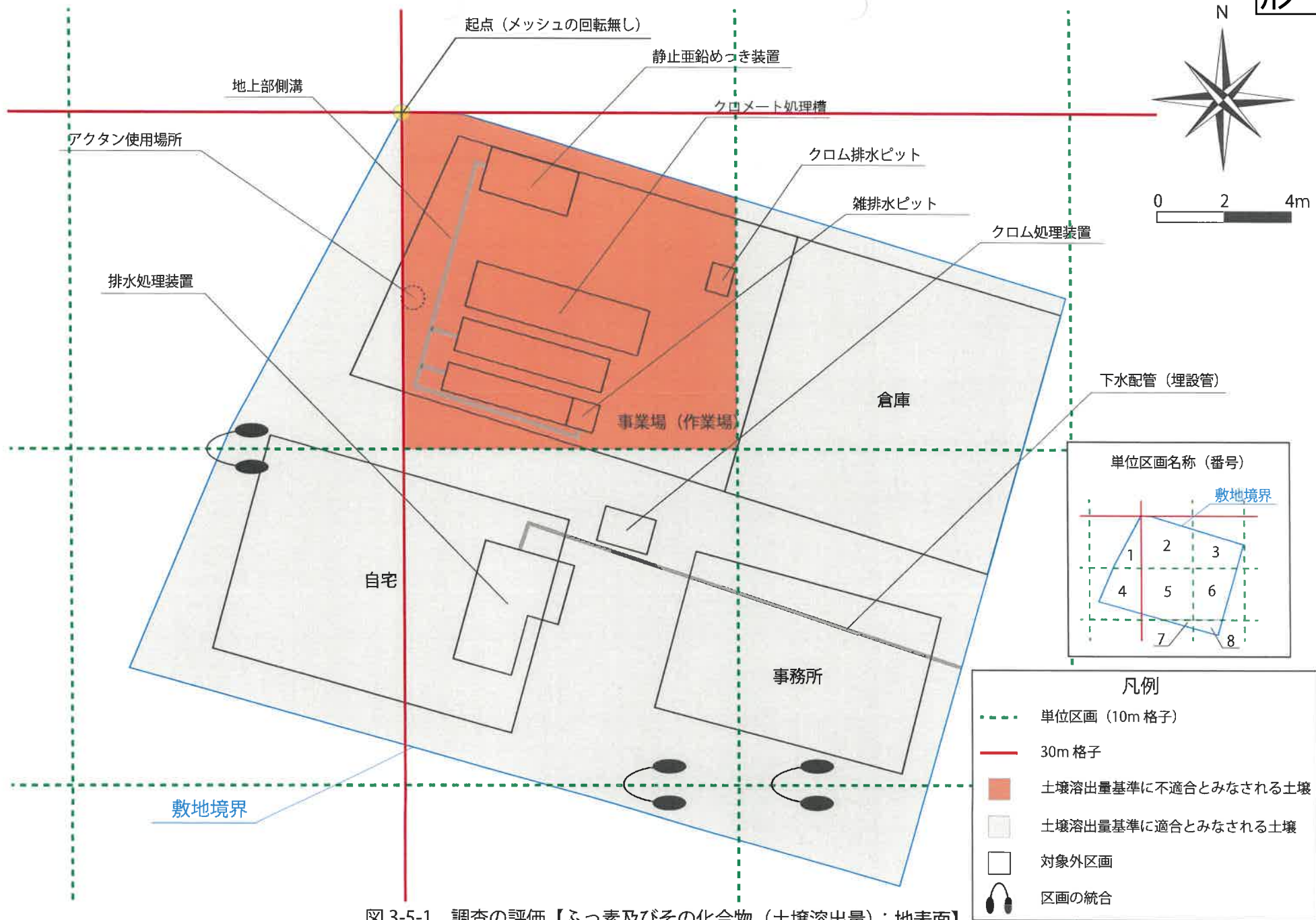


図 3-5-1 調査の評価【ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量) : 地表面】

調査結果

3. 調査結果

3.1 土壌溶出量試験結果について

本調査における、土壌溶出量試験結果を表 3-1 に示す。

試験の結果、単位区画名称 No. 3 の地表面については六価クロム化合物が、単位区画名称 No. 2 の地表面についてはふっ素及びその化合物が土壌溶出量基準を超過した。なお、六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物のいずれも第二溶出量基準は満足した。

その他の単位区画については、土壌汚染対策法で定められた土壌溶出量基準（平成 15 年 土壌汚染対策法施行規則別表第四）を満足した。

表 3-1 土壌溶出量試験結果一覧表

単位区画名称	単位区画の統合の有無	統合先	試料採取の有無	汚染のおそれが生じた位置	分析結果		
					六価クロム化合物	シアン化合物	ふっ素及びその化合物
No.1	○	-	○	地表面	0.022	不検出	0.72
No.2	-	-	○	地表面	0.005未満	不検出	2.0
				各排水ピット底面 (GL-0.50m)	0.005未満	不検出	0.61
No.3	-	-	○	地表面	0.15	不検出	0.48
No.4	○	1	-	-	-	-	-
No.5	○	-	○	地表面	0.005未満	不検出	0.26
				下水配管底面 (GL-0.73m)	0.005未満	不検出	0.30
				排水処理施設底面 (GL-2.00m)	0.005未満	不検出	0.34
No.6	○	-	○	地表面	0.005未満	不検出	0.46
				下水配管底面 (GL-0.73m)	0.005未満	不検出	0.30
No.7	○	5	-	-	-	-	-
No.8	○	6	-	-	-	-	-
定量下限値					0.005	0.1	0.08
土壌溶出量基準					0.05	検出されないこと	0.8
第二溶出量基準					1.5	1.0	24
単位					mg/L	mg/L	mg/L

備考1.表中の「不検出」、「検出されないこと」とは、定量下限値未満であることを示す。

備考2.表中の分析結果欄の「-」は、単位区画統合により試料採取を実施していないことを示す。

備考3.表中の は、土壌溶出量基準を超過していることを示す。

ボーリング結果

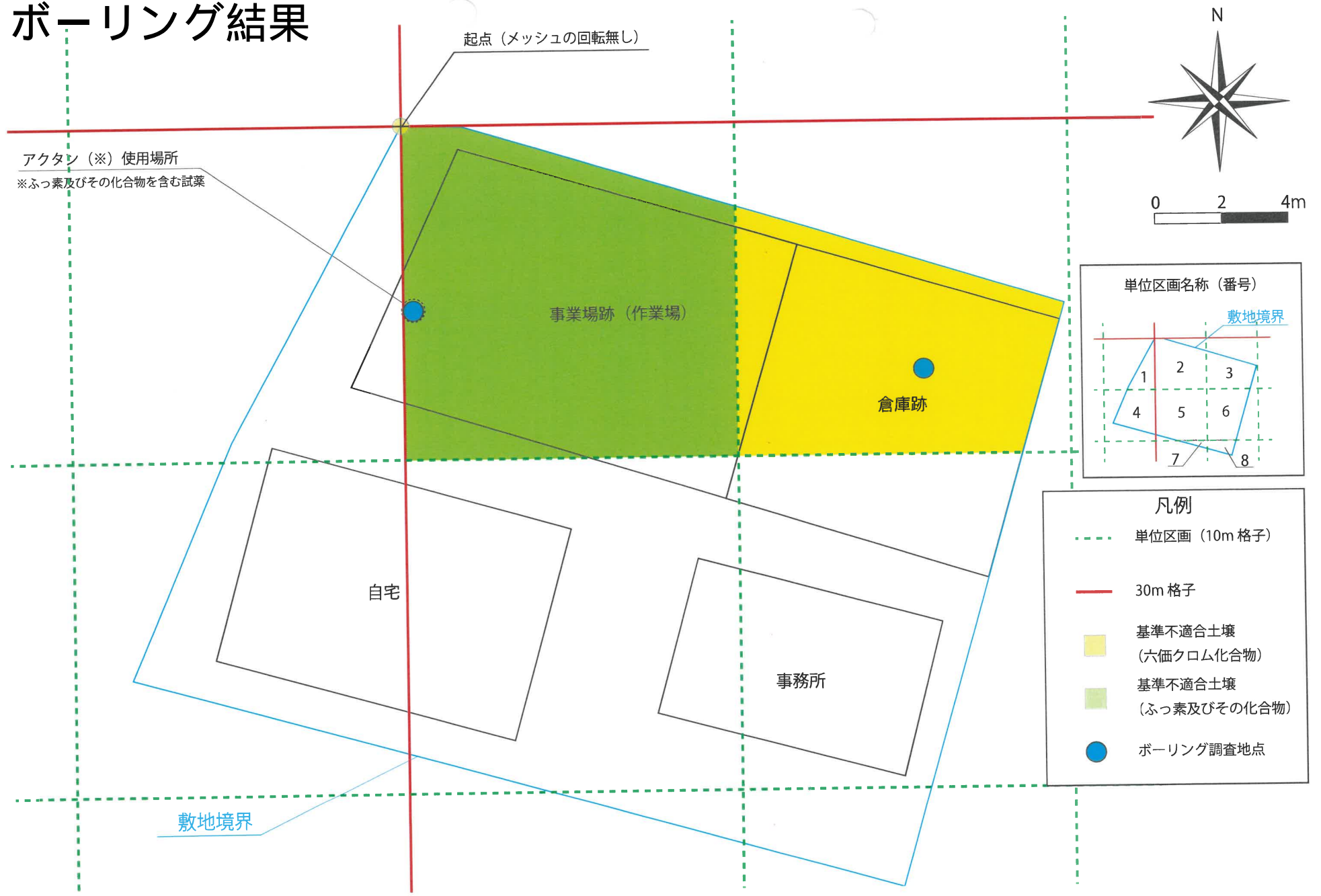


図 2-1 ボーリング調査地点図

3. 調査結果

3.1 ボーリング調査結果について

本調査における、ボーリング柱状図を巻末に添付する。

調査の結果、No. 2 における表層被覆物（碎石）は 0.00～0.05m、No. 3 における表層被覆物（碎石）は 0.00～0.25m であった。

3.2 深度 10m までの土壌汚染到達深度確認調査結果について

本調査における、土壌溶出量試験結果を表 3-1 に示す。

調査の結果、No. 2 については表層被覆物（碎石）を除いた地表面（GL-0.05m）を基準とした深度 1m から 10m の 1m 毎の土壌で、ふっ素及びその化合物（土壌溶出量）は基準値を満足した。

また、No. 3 については表層被覆物（碎石）を除いた地表面（GL-0.25m）を基準とした深度 1m から 10m の 1m 毎の土壌で、六価クロム化合物（土壌溶出量）は土壌溶出量基準を満足した。

表 3-1 土壌溶出量試験結果一覧表

地点名	土壌採取深度 (深度〇m)	土壌溶出量	
		六価クロム化合物 (mg/L)	ふっ素及びその化合物 (mg/L)
No.2	1.0	—	0.46
	2.0	—	0.08未満
	3.0	—	0.08未満
	4.0	—	0.08未満
	5.0	—	0.08未満
	6.0	—	0.08
	7.0	—	0.08未満
	8.0	—	0.08
	9.0	—	0.09
	10.0	—	0.08未満
No.3	1.0	0.005未満	—
	2.0	0.005未満	—
	3.0	0.005未満	—
	4.0	0.005未満	—
	5.0	0.005未満	—
	6.0	0.005未満	—
	7.0	0.005未満	—
	8.0	0.005未満	—
	9.0	0.005未満	—
	10.0	0.005未満	—
土壌溶出量基準		0.05以下	0.8以下

2.2 掘削作業区分について

本工事では、工事範囲及び作業場所が狭いことから、工事箇所を5つに区分し掘削埋戻し工事を実施した。

本工事では、掘削作業終了後直ちに埋戻し作業を実施した。埋戻し作業時では、汚染土壌（掘削側面）が埋戻し土（清浄土）に触れないよう、遮水シート及び木材を使用し養生を行った。

掘削側面養生概略図を図 2-2.1 に、掘削側面養生状況を写 2-2.1 に、工事日毎の掘削埋戻し場所を図 2-2.2 に示す。

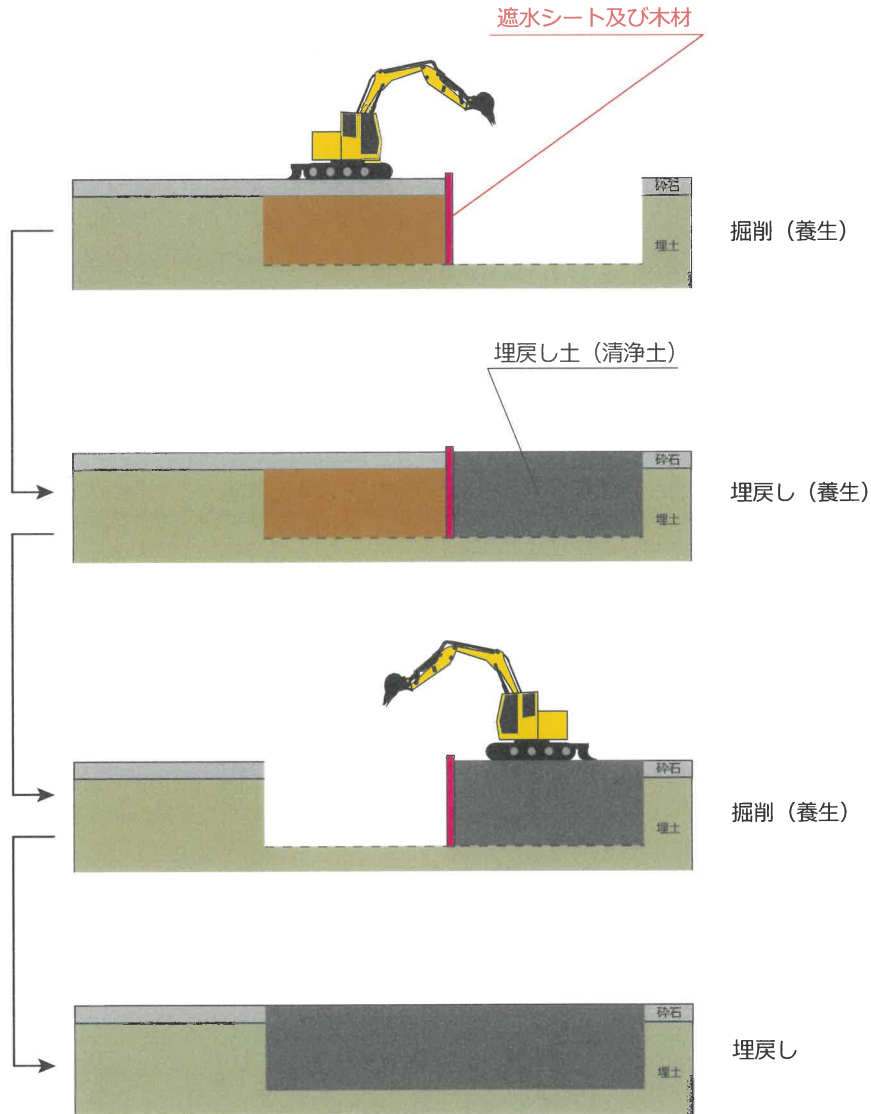
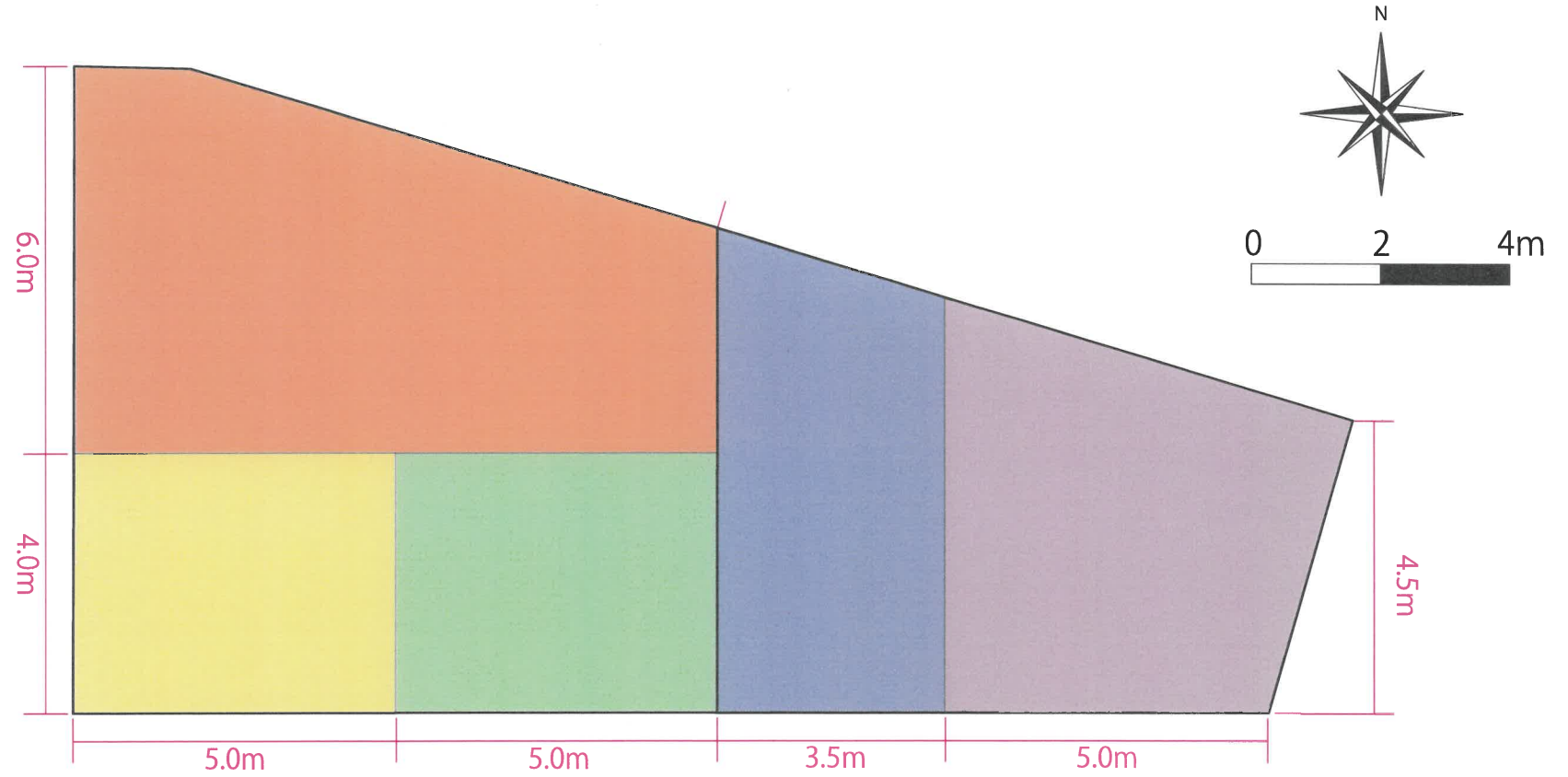


図 2-2.1 掘削養生概略図



写 2-2.1 掘削側面養生状況

措置範囲を明らかにした図



凡例			
—	掘削範囲		
■ (orange)	2025/11/13 掘削埋戻し範囲	■ (green)	2025/11/15 掘削埋戻し範囲
■ (yellow)	2025/11/14 掘削埋戻し範囲	■ (blue)	2025/11/17 掘削埋戻し範囲

図 2-2.2 掘削・埋戻し作業区分

実施措置後の断面図

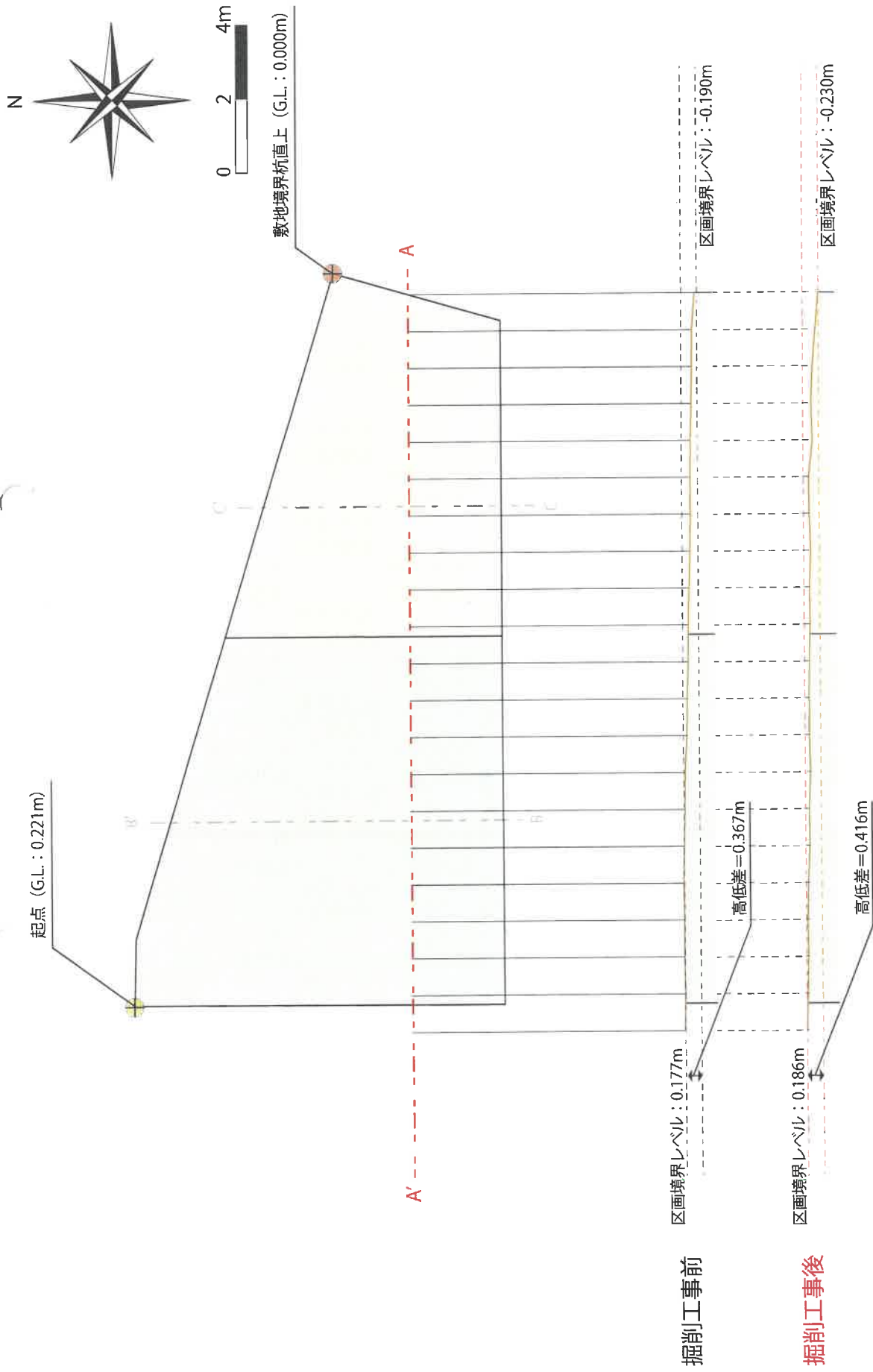


図 2-7.1 断面図 (A-A' 断面)

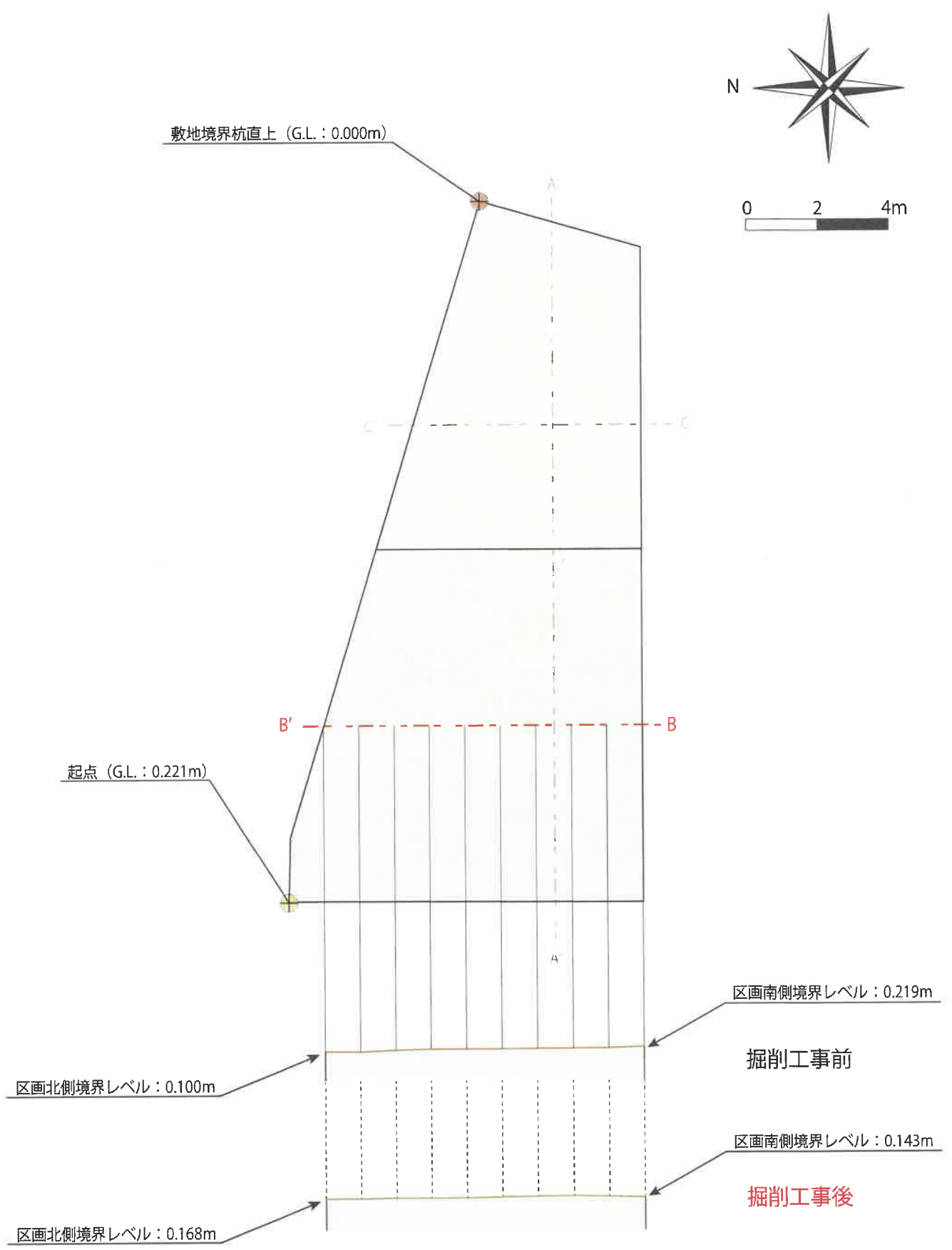


図 2-7.2 レベル測量結果 (B-B' 断面)

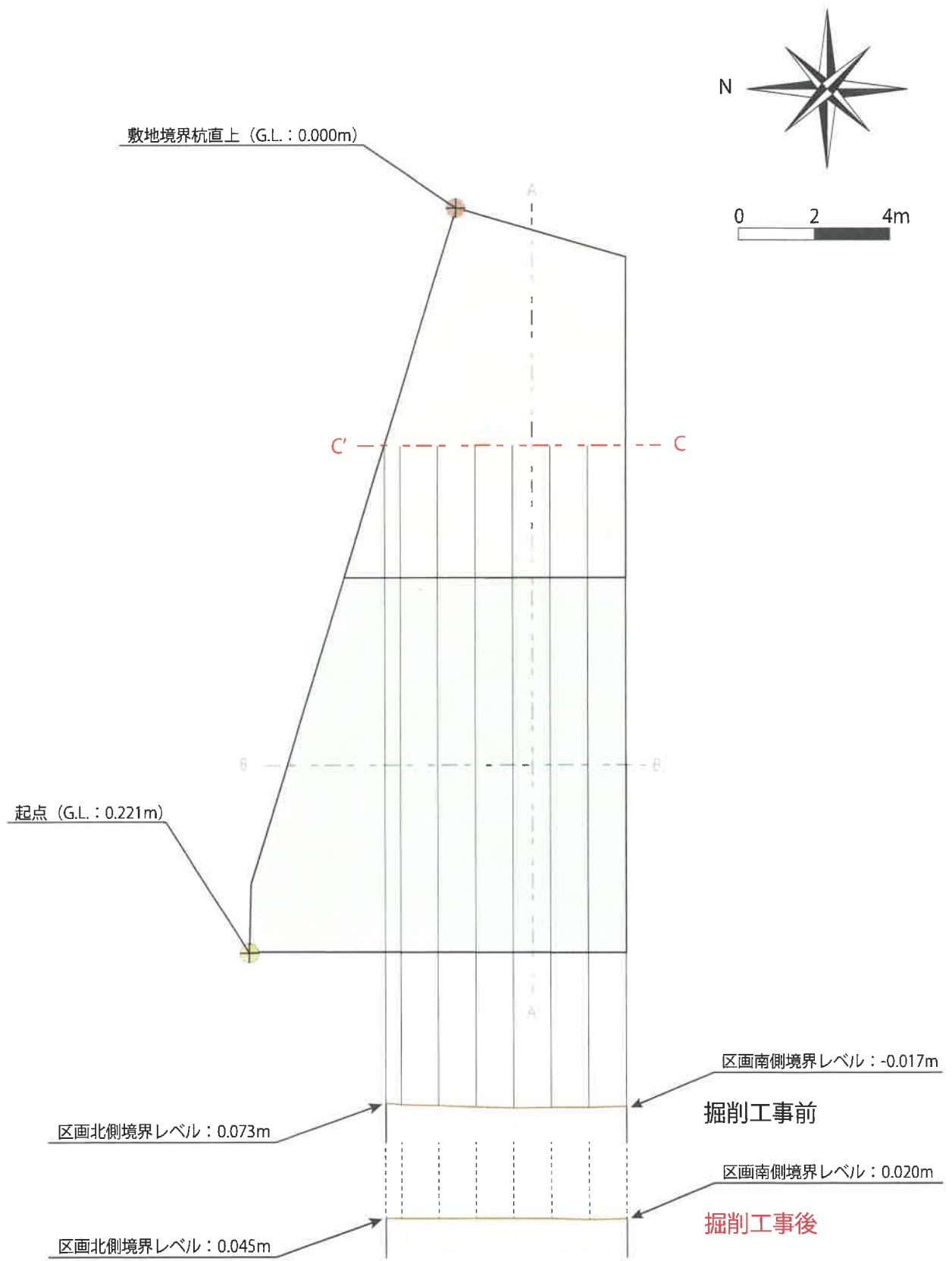


図 2-7.3 レベル測量結果 (C-C' 断面)

観測井戸位置図

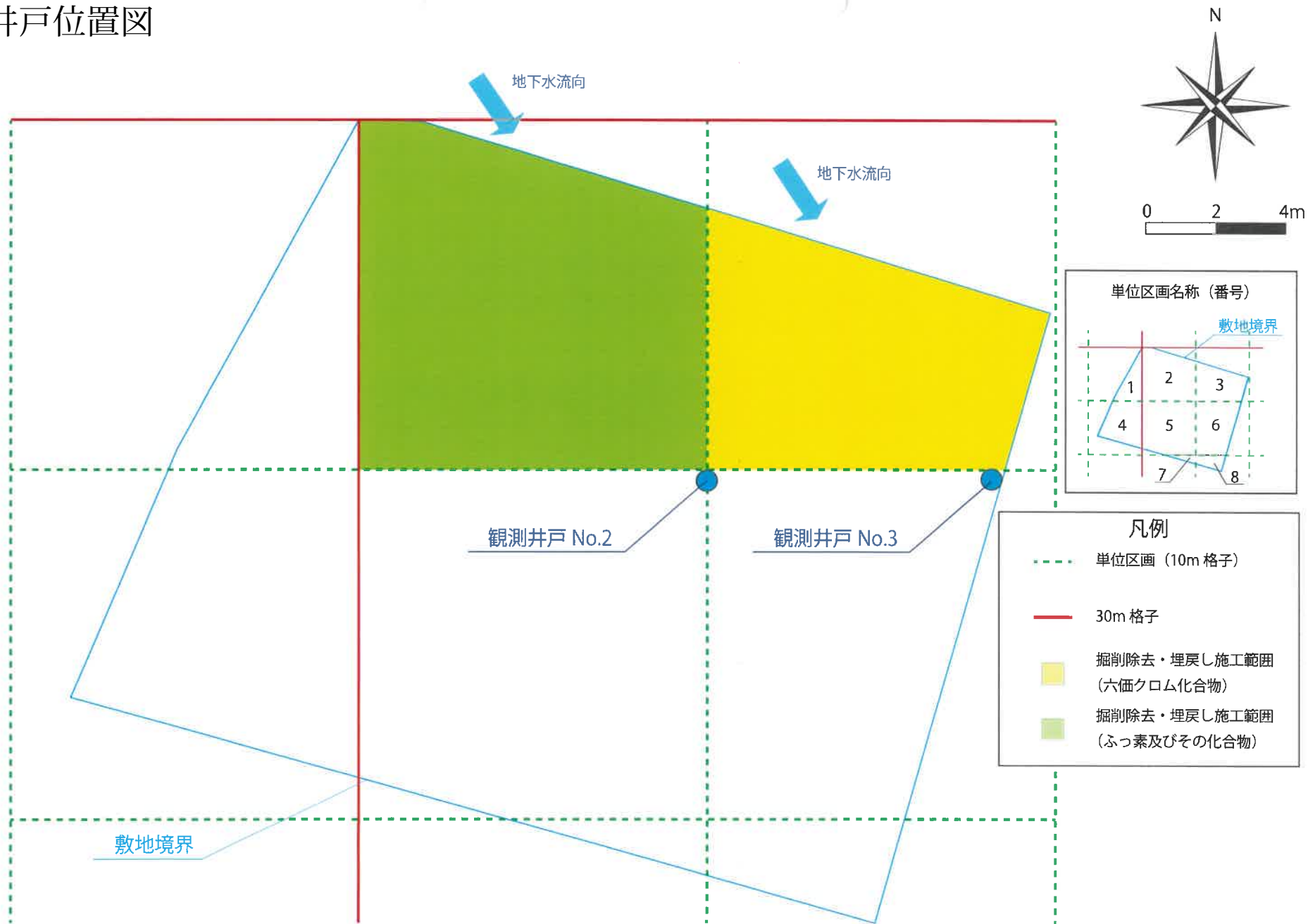


図 1-2 調査対象観測井戸設置場所

1. 計量結果 (地下水)

計量対象	計量結果	
	六価クロム化合物	ふっ素及びその化合物
観測井戸No.2	—	0.12
観測井戸No.3	0.005未満	—
定量下限値	0.005	0.08
基準値	0.05以下	0.8以下
単位	mg/L	mg/L

備考: 表中の基準値とは、平成14年土壤汚染対策法施行規則別表第二による

2. 計量方法

計量対象	計量方法	
	地下水	六価クロム化合物
	ふっ素及びその化合物	JIS K 0102-2 5.4

埋戻し土No.1 分析結果

		試験対象	単位	試験結果	定量下限値	基準値	試験方法
含有量試験	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/kg	1未満	1	45	JIS K 0102-3 14.5
		シアン(遊離シアン)	mg/kg	1未満	1	50	JIS K 0102-2 9.5
		鉛及びその化合物	mg/kg	6	5	150	JIS K 0102-3 13.5
		六価クロム化合物	mg/kg	1未満	1	250	JIS K 0102-3 24.3.1
		砒素及びその化合物	mg/kg	1	1	150	JIS K 0102-3 20.5
		水銀及びその化合物	mg/kg	1未満	1	15	昭和46年 環境庁告示第59号付表2
		セレン及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150	JIS K 0102-3 26.4
		ふっ素及びその化合物	mg/kg	40未満	40	4,000	JIS K 0102-2 5.4
		ほう素及びその化合物	mg/kg	40未満	40	4,000	JIS K 0102-3 5.6
溶出量試験	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0011	0.0003	0.003	JIS K 0102-3 14.5
		金シアン	mg/L	不検出	0.1	検出されないこと	JIS K 0102-2 9.3.3及び9.5
		鉛及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.005	0.01	JIS K 0102-3 13.5
		六価クロム化合物	mg/L	0.01未満	0.01	0.05	JIS K 0102-3 24.3.1
		砒素及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.005	0.01	JIS K 0102-3 20.5
		水銀及びその化合物	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.0005	昭和46年 環境庁告示第59号付表2
		アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	0.0005	検出されないこと	昭和46年 環境庁告示第59号付表3
		セレン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.005	0.01	JIS K 0102-3 26.4
		ふっ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08	0.8	JIS K 0102-2 5.4
	ほう素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1	1	JIS K 0102-3 5.6	
	第一種特定有害物質	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002	0.02	JIS K 0125 5.2
		四塩化炭素	mg/L	0.001未満	0.001	0.002	JIS K 0125 5.2
		クロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.0002	0.002	平成9年 環境庁告示第10号付表
		1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.001未満	0.001	0.004	JIS K 0125 5.2
		1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.002	0.1	JIS K 0125 5.2
		1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004	0.04	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L	0.1未満	0.1	1	JIS K 0125 5.2	
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L	0.001未満	0.001	0.006	JIS K 0125 5.2	
トリクロロエチレン		mg/L	0.003未満	0.003	0.01	JIS K 0125 5.2	
テトラクロロエチレン		mg/L	0.001未満	0.001	0.01	JIS K 0125 5.2	
1,3-ジクロロプロペン		mg/L	0.001未満	0.001	0.002	JIS K 0125 5.2	
第三種特定有害物質	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001	0.01	JIS K 0125 5.2	
	チウラム	mg/L	0.001未満	0.001	0.006	昭和46年 環境庁告示第59号付表5	
	シマジン	mg/L	0.001未満	0.001	0.003	昭和46年 環境庁告示第59号付表6	
	チオベンカルブ	mg/L	0.002未満	0.002	0.02	昭和46年 環境庁告示第59号付表6	
	有機リン化合物	mg/L	不検出	0.1	検出されないこと	JIS K 0102-4 7.2.3	
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	不検出	0.0005	検出されないこと	昭和46年 環境庁告示第59号付表4
備 考		<ul style="list-style-type: none"> ・表中の「不検出」及び「検出されないこと」とは、定量下限値未満を表す。 ・含有量試験の結果は乾物当たりの値である。 ・含有量試験の検液作成方法:「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月、環境省告示第19号) ・溶出量試験の検液作成方法:平成3年8月 環境庁告示第46号 ・表中の「基準値」とは、平成14年土壌汚染対策法施行規則別表第四、五による。 					

埋戻し土No.2 分析結果

		試験対象	単位	試験結果	定量下限値	基準値	試験方法
含有量試験	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/kg	1未満	1	45	JIS K 0102-3 14.5
		シアン(遊離シアン)	mg/kg	1未満	1	50	JIS K 0102-2 9.5
		鉛及びその化合物	mg/kg	5	5	150	JIS K 0102-3 13.5
		六価クロム化合物	mg/kg	1未満	1	250	JIS K 0102-3 24.3.1
		砒素及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150	JIS K 0102-3 20.5
		水銀及びその化合物	mg/kg	1未満	1	15	昭和46年 環境庁告示第59号付表2
		セレン及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150	JIS K 0102-3 26.4
		ふっ素及びその化合物	mg/kg	40未満	40	4,000	JIS K 0102-2 5.4
		ほう素及びその化合物	mg/kg	40未満	40	4,000	JIS K 0102-3 5.6
溶出量試験	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.003	JIS K 0102-3 14.5
		全シアン	mg/L	不検出	0.1	検出されないこと	JIS K 0102-2 9.3.3及び9.5
		鉛及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.005	0.01	JIS K 0102-3 13.5
		六価クロム化合物	mg/L	0.01未満	0.01	0.05	JIS K 0102-3 24.3.1
		砒素及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.005	0.01	JIS K 0102-3 20.5
		水銀及びその化合物	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.0005	昭和46年 環境庁告示第59号付表2
		アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	0.0005	検出されないこと	昭和46年 環境庁告示第59号付表3
		セレン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.005	0.01	JIS K 0102-3 26.4
		ふっ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08	0.8	JIS K 0102-2 5.4
	ほう素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1	1	JIS K 0102-3 5.6	
	第一種特定有害物質	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002	0.02	JIS K 0125 5.2
		四塩化炭素	mg/L	0.001未満	0.001	0.002	JIS K 0125 5.2
		クロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.0002	0.002	平成9年 環境庁告示第10号付表
		1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.001未満	0.001	0.004	JIS K 0125 5.2
		1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.002	0.1	JIS K 0125 5.2
		1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004	0.04	JIS K 0125 5.2
		1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.1未満	0.1	1	JIS K 0125 5.2
		1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.001未満	0.001	0.006	JIS K 0125 5.2
トリクロロエチレン		mg/L	0.003未満	0.003	0.01	JIS K 0125 5.2	
テトラクロロエチレン		mg/L	0.001未満	0.001	0.01	JIS K 0125 5.2	
第三種特定有害物質	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.001未満	0.001	0.002	JIS K 0125 5.2	
	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001	0.01	JIS K 0125 5.2	
	テウラム	mg/L	0.001未満	0.001	0.006	昭和46年 環境庁告示第59号付表5	
	シマジン	mg/L	0.001未満	0.001	0.003	昭和46年 環境庁告示第59号付表6	
	チオベンカルブ	mg/L	0.002未満	0.002	0.02	昭和46年 環境庁告示第59号付表6	
	有機リン化合物	mg/L	不検出	0.1	検出されないこと	JIS K 0102-4 7.2.3	
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	不検出	0.0005	検出されないこと	昭和46年 環境庁告示第59号付表4
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・表中の「不検出」及び「検出されないこと」とは、定量下限値未満を表す。 ・含有量試験の結果は乾物当たりの値である。 ・含有量試験の検液作成方法:「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月、環境省告示第19号) ・溶出量試験の検液作成方法:平成3年8月 環境庁告示第46号 ・表中の「基準値」とは、平成14年土壌汚染対策法施行規則別表第四、五による。 					